令 和 6 年

厚生委員会会議録

と き 令和6年11月6日

品 川 区 議 会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年11月6日(水) 午後1時00分~午後2時04分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 松永よしひろ 副委員長

> 若 委 員 渡辺ゆういち 委 員 林ひろ き

> 委 員 ひがしゆき 委 員 鈴 木ひろ 子

> 筒井ようすけ 委 員

出席説明員 新 井 副 区 長

> 野福祉計画課長 東

> 松山障害者支援課長

樫村高齢者地域支援課長

阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)

若 生 健 康 課 長

五. +嵐 事

(品川区保健所保健予防課長事務取扱)

福地品川区保健所大井保健センター所長

池田国保医療年金課長

石 田 秀 男

委 員 やなぎさわ聡

嶋 福 祉 長

佐藤障害者施策推進課長

菅野高齢者福祉課長

豊 嶋 生 活 福 祉 課 長

(生活支援臨時給付金担当課長兼務)

遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)

赤木生活衛生課長

石橋品川区保健所品川保健センター所長

三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長

〇松永委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

また、委員会終了後に、先日実施いたしました行政視察の報告会も予定しております。本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

1 報告事項

(1) 指定管理者候補者(予定者)の選定について(小山台住宅等跡地における高齢者福祉施設等)

〇松永委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)指定管理者候補者(予定者)の選定について(小山台住宅等跡地における高齢者福祉施設等)を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、報告事項(1)指定管理者候補者(予定者)の選定について(小山台住宅等跡地における高齢者福祉施設等)につきましてご報告いたします。福祉計画課の資料をご覧ください。

対象施設ですが、概要は記載のとおりでございます。隣接する高齢者福祉施設等の2棟を一体管理するものでございます。

2の指定管理者候補者(予定者)ですが、社会福祉法人こうほうえんで、鳥取県を拠点に全国120 か所の施設で事業を展開しておりまして、品川区でもサービス付き高齢者向け住宅、介護予防拠点、保 育園の複合施設の運営を行っている事業者でございます。

3の指定期間は、令和9年12月1日から令和14年11月30日までの5年間を予定しております。

4、指定管理者候補者(予定者)の選定方法は、公募型プロポーザル方式でございまして、品川区福祉部公の施設の指定管理者候補者(予定者)選定委員会において総合的に審議し、選定したものでございます。

5に参りまして、指定管理者候補者(予定者)の選定までの経緯につきまして、別紙の報告書でご説明いたします。最初に、2ページをご覧ください。選定対象事業者ですが、公募の結果、9事業者から申請がございました。

選定経過ですが、最初に選定予備委員会を記載の委員をもって開催いたしました。選定予備委員会では、10ページにまいりまして、選考基準評価項目・配点によって、提案内容の書面審査及び財務分析評価により採点を行いまして、総合的な評価を審議いたしました。各委員の意見につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。7ページにまいりまして、各委員の評価点数の合計によりまして、上位4事業者を選定予備委員会による選定対象事業者とし、選定委員会に引き継ぎました。

次に、選定委員会ですが、こちらは記載の委員をもって開催いたしました。選定委員会では、4事業者のプレゼンテーション・ヒアリングのほか、予備委員会の審査結果を参考にしつつ採点を行いまして、 審議の結果、指定管理者候補者(予定者)として社会福祉法人こうほうえんを選定したものでございま す。各委員の意見及び採点表、合計点数は、8ページから9ページのとおりでございます。

報告書1ページに戻りまして、選定理由をご覧ください。企画提案書類の各項目について、公募要項に忠実な提案が積み重ねられ、施設運営に対する強い熱意を感じることができ、着実な運営が期待できる。2点目といたしまして、同種施設の運営実績も十分にあり、本施設の規模であっても安定的な施設運営が可能な法人規模である。3つ目といたしまして、計画地の特性を把握しており、地域に根差した運営を目指す積極的な姿勢が評価できる。この3点をもって選定いたしました。

資料の6に戻りまして、今後のスケジュールでございます。社会福祉法人こうほうえんと区が連携いたしまして、開設準備業務を行ってまいります。また、今後、施設の整備が進み、施設の設置条例の改正によりまして公の施設として位置づけた上で、改めて指定管理者候補者選定委員会を実施し、適格性を判断いたします。

施設の設置条例の改正は令和9年第1回定例会に、指定管理者の指定は同年第2回定例会に議案を提出する予定でございます。

〇松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。よろしいでしょうか。

〇鈴木委員

こうほうえんは、西大井のケアホーム、また、保育園をされているところということで、区内でも実績のあるところなのですけれども、改めて、先ほど全国で120か所の事業所を展開されているということでご説明がありましたが、本拠地は鳥取だと思うのですけれども、鳥取、また、東京都内でどのような事業をやっているのか、また、職員体制がどれぐらいあるのか、もうちょっと事業者に対してのご説明をいただけたらと思います。

あと、今回は建物1と建物2の高齢者の施設ということなのですけれども、この中でデイサービスはないのか、その点も伺いたいと思います。

それからあと、障害者施設がもう一つあると思うのですけれども、それの日程というか、これからの 公募とかはどんなスケジュールになるのか、その点も教えていただけたらと思います。

○東野福祉計画課長

まず、こうほうえんの法人の概要でございますが、鳥取県と東京都で事業を展開している事業者で、 東京都におきましては、都内5か所で複合施設の運営をしております。高齢・保育・医療・障害の事業 を展開している総合福祉サービスを提供する事業者でございます。

職員体制でございますが、こちら、かなり大規模となっておりますので、全体としてはつかみかねているところでございます。

〇佐藤障害者施策推進課長

障害者施設のほうの今後のスケジュールでございますが、先ほど高齢者施設のスケジュールでもお話がありましたとおり、今回、こちらのほうは候補者(予定者)ということですが、障害者施設のほうは候補者の選定ということで行ってまいりますので、条例を改正した後に候補者の公募等を行ってまいる予定で、時期としても同時期、令和9年の、先ほど申し上げたようなところで予定しているところでございます。

○東野福祉計画課長

1点、答弁漏れがございました。デイサービスでございますが、こちらにつきましては、特別養護老

人ホーム、ショートステイなどはありますけれども、デイサービスはないです。

〇菅野高齢者福祉課長

ちょっと補足させていただきます。この施設においては、デイサービスはないのですが、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護がありますので、この中で通いの部分も受けるというような仕組みになっております。

〇鈴木委員

分かりました。

あと、この高齢者施設全体で総事業費がおおよそどれくらいになるのか。それからあと、補助金を活用しながら、これから東京都の整備費の補助金の申請に向けた様々やっていくということも言われているのですけれども、補助金はおおよそどれぐらいが見込まれるのか。それからあと、指定管理料がどれくらい見込まれているのか。その点についても伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

現在、設計のほうが固まってまいりまして、今月中旬には品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会などを行う予定となっております。

全体工事費等につきましてはまだ出ていない状況でして、それに伴う補助金につきましてもまだこれ からということでこの委員会では報告させていただきます。

〇鈴木委員

補助金というのは、特別養護老人ホームだったら、1ベッド当たり、東京都の補助金は幾らで、整備率が1.5%以下のところは割増しとかとなっているので、おおよそ計算はされているのかなと思うのですけれども、そういうところでも補助金は幾らかとかというのは、特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護それぞれあるのかなと思うのですけれども、補助金が幾らとかという見込みはまだ計算されていないのか、その点と、それからあと、指定管理料はおおよそどれくらいの見込みなのかということも先ほど伺ったので、その点も教えていただけたらと思います。

○東野福祉計画課長

工事費等の算定によりましてその辺も変わってきますので、まだ見込額、はっきりした金額は出ておりません。

それから指定管理料につきましても、これから法人のほうとの協議などもありますので、こちらにつきましてもまだ算出はされていない状況です。

〇鈴木委員

分かりました。それが改めて分かったときには、教えていただけたらと思います。

それから、いつもホームページで公募要項が公開されていますので、これも見せていただいたのですけれども、この中で、公募要項の10ページに(6)その他というところがありまして、ここで、「「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」を利用することとし、生活保護受給者および低所得者に対し負担額の軽減措置を講じることとします」とあったのですけれども、今回のこうほうえんについては、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を利用することになるのでしょうか。

これは、品川区はあまり活用されてこなかったような気がするのですけれども、それとも、その後、活用するように今なっているのか、そこら辺、ほかの施設の状況と併せて、この施設がこれを利用することになるのか、その点について伺いたいと思います。そして、これを利用するようになると、利用者負担の4分の1が負担軽減になるのかなと思うのですけれども、そこら辺の仕組みも併せてお聞かせい

ただけたらと思います。

〇菅野高齢者福祉課長

今ご質問の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度については、区においてもこちらを利用されているというか導入している社会福祉法人はいらっしゃいますので、基本的には生計が困難であると認められた方となっておりますので、その方が利用者のうちにいらっしゃったとしたら、社会福祉法人に判断していただいて、負担額が軽減になるという、先ほど委員おっしゃったように、段階に応じて4分の1を軽減するというような制度はございますので、今回においても同じような形で、この制度を利用する方がいらっしゃったらお願いしますということで公募要項には記載させていただいております。

〇鈴木委員

ということは、これまで品川区の社会福祉法人の中であまり活用されてこなかったなと思っていたのですけれども、活用されている法人、例えば福栄会ですとか品川総合福祉センターとか、ずっと品川区の委託を受けてきたところがこの制度を使っていなかったなという思いがずっとしていたのですけれども、そういうところも含めて、この制度を使っている法人と使っていない法人があるのか、どの程度使っているのか、それで、公募要項にこういう形で利用するということが書かれたというのも、今まで私、あまり記憶になかったのですけれども、それは見落としていたのか、そこら辺のところは状況を教えていただけたらなと思います。

〇菅野高齢者福祉課長

この制度について、区内の社会福祉法人、対象者がいる場合には使っていただいていると認識しております。ただ、件数が少ないなというのはございますので、さらに周知はさせていただきたいなと思っております。

今までの公募要領は、これは社会福祉法人が運営主体となっている部分の制度ではあるので、基本的には、今まで例えば公募要領に記載しなかったとしても、やっていただいているということで、委員おっしゃったように、福栄会とかそういったところも活用していただいてはおります。

〇鈴木委員

分かりました。こういう制度が使えるのだよというところは認識を新たにしていきたいと思います。 それから、ここの法人は、離職率が全国平均より低くというふうなことで書かれていますし、また、 この中で、法人独自の家賃補助等の職員処遇に配慮されており、離職率も低いなど人材確保に関して高 く評価できるというふうなことで書かれているのですけれども、離職率はどの程度なのかということと、 それから、家賃補助制度もどういう形でされているのか、人材確保に関して高く評価できるというふう なことで書かれているので、その中身についてお聞かせいただけたらと思います。

また、その上の行に、「鳥取県にある本部との連携が図られており、新たな課題への取り組み」と書かれているのですけれども、新たな課題への取り組みというのは具体的にどういうことなのか、その点についても伺えたらと思います。

それから、いろいろと人材確保とか人材育成についても取組がされていると思うのですけれども、こ この施設の人員体制がどの程度になるのか、その点についても伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

まず離職率ですが、令和3年度は3%台、令和4年度・5年度が9%台となっております。参考でいきますと、国のほうの離職率は、令和4年度14.9%、令和3年度14.6%で、14%台ということなので、それから比べると離職率は低くなっていると読み取れます。

それから、家賃の補助につきましては、法人として従業員に対しての補助を行っているというような 報告がございます。

それから、新たな課題ということで、この法人のほうからこういうことをやっていきたいという、プレゼンのときにあったものとして、例えば法人の経営している特養施設などで、ペットを使って何かできないかとか、ペット療法というのですか、そういうような提案も探ってみたいというようなお話がございました。

人員体制ですが、報告のあったものでいきますと、特別養護老人ホームが常勤換算で55人体制、グループホームが26人体制、小規模多機能型居宅介護が14人体制ということで、手厚い人員体制をとっていくということでのご報告をいただいております。

〇松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇ひがし委員

指定管理の応募が9件あったということで、いつもと比べてまた多いというところをまずは評価した いなと思います。

そこで、ほかのところと見比べてみたときに、点数が競っていたところが、事業者Gと5点差というところで、評価の内容を見せていただきました。評価の細かいところを見ていると、医療的ケアのところが手厚いのかなと事業者Gは感じたのですけれども、「看取り100%」という字が書いてあって、医療的ケアが行える介護職員の配置などもしているということだったのですけれども、そういう点について、今回決まったこうほうえんはどういうふうにしているのかなというのと、あと、具体的にどこの点数が高かったのかというのが、提案内容評価というのがまとまってしまっていてちょっと見えにくいので、その点について、事業者Gとこの点差が出たのはどういうところなのかなというところも併せて伺えればと思います。

あと、ごめんなさい、もう1点。今回9者からの応募があったということで、その点について何か新 たな取組等、工夫されたところがあれば、その点も教えてください。

○東野福祉計画課長

こうほうえんでございますが、事業者Gの提案とまた別の視点で提案いただいているところ、特に品 川区との連携ですとか、選定委員会の中で一番評価されたのは、福祉施設運営に関する熱意というところでございました。こちらにつきましては、理事長自ら鳥取からいらっしゃいましてプレゼンを行うなど、小山台の施設に対する熱意が強かったというところが評価されております。

事業者Gは、医療関係のところにつきまして、手厚い体制をとりたいというところだったのですけれども、そこはそこで評価をしているところなのですが、こうほうえんの例えばスケールメリット的なところ、それから事業展開の実績などが大きな評価となっております。

それから、9者来ていただいたというところでございますが、事前に区内の法人には声かけをさせていただきました。そのほかは特段何かやったということではないのですけれども、品川区で取り組んでいるウェルビーイングに資する施設というところで、そういったものがホームページなどで出ておりましたので、集まっていただけたのかなと思っております。

〇ひがし委員

今、区内の事業者・法人にお声がけということだったのですけれども、区内以外の方からもこの事業 に手挙げされていたのかという点を最後に確認だけしておきます。

○東野福祉計画課長

区内の事業者のほか、区外のほうがこの9者の中、実は多かったものですから、区外・区内ということで言葉遣いをさせていただきました。区内の事業者につきましては3者、区外が6者だったということになります。

〇松永委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇やなぎさわ委員

財務状況のことでお伺いしたいのですけれども、委員の意見のうち、財務評価のところで、9者のうちの6者が借入金に対しての懸念があるようなコメントがあります。その中で、例えば恐らく財務評価が一番よかったのが事業者Gのところで、経常増減差額率は安定しているというのが一番いいと思うのですけれども、この事業者Gが24点で、借入れの懸念があるというような記載があるところも24点だったりして、あまり差を感じないのですが、この点はどういう評価というか、評価、点数の仕方がこういう差が出ないようになってしまっているのか、もしくは委員の意見のところに、記載に問題があるのか、どちらなのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○東野福祉計画課長

財務状況につきましては、公認会計士によります財務状況分析を行っておりまして、7ページをご覧いただくと、その点数的なところも出てございます。そうしますと、こちらで見ていただいたとおり、あまり大きな差が出ないものとなっております。

ただし、財務状況について特筆している部分としてこちらの評価のところに記載があるものですので、 そう大きくは評価は変わらないというような形になります。

〇やなぎさわ委員

公認会計士の方の分析の評価ということですけれども、その中において、40点満点ということですが、これぐらいが経営を任せられる最低基準の点数だみたいな、そういったものは設けているのでしょうか。

○東野福祉計画課長

経営分析では、A、B、C、D、Eという評価を行います。Eになるとかなり経営状況が悪いというような評価になりまして、社会福祉法人に関しましては、おおむねCまたはDという評価のところが多いというような状況でございます。ですから、こちらの点数にもそれなりの評価が表れているというふうに見ていただければと思います。

〇やなぎさわ委員

比較的経営が厳しいところが多いと。この指定管理は令和14年までなので、8年間ぐらいお付き合いをするということで、8年後もしっかり運営ができるというところを選定しなくてはいけないということを考えれば、財務状況は非常に大事かなと考えております。

なので、400点満点のうちの40点が財務状況というよりは、一部というよりは、財務状況が安定しているという、任せられるというのが前提、土台だと思うので、その上で評価がされると考えておりますので、AからEの評価をつくっていらっしゃるというところではあると思うのですけれども、その中で、ある程度最低、ここぐらいは満たしていないと指定管理を任せられないとかというのをぜひ設けていただければなと思うのですが、そういったことは、受け止めがあれば。

〇東野福祉計画課長

先ほどお話ししたとおり、社会福祉法人、コロナ禍の影響もございまして、最近の財務状況、決して 芳しくないというような事業者が増えてございます。その中でも、実際の経営が成り立っているという ところを考えて、加味してみたときに、区としては、CまたはDの評価でも実際の経営が成り立っているというところで考えたときに、さすがにEの評価というのは芳しくないと思っていますが、Dの評価であれば経営が可能であると考えているところでございます。

〇やなぎさわ委員

分かりました。ちょっと気になったのは、第1回目の選考で一番評価が高かった326点の事業者Bが16点なのですよね。最終的にここは選ばれなかったわけですけれども、もし事業者Bになっていたときの財務状況とか、やっぱり8年間というところを任せるという意味ではちょっと心配だなと思ったので、こういったことをお伺いしました。

〇松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 予防接種に関する事務における「特定個人情報保護評価」の実施結果について

〇松永委員長

次に、(2)予防接種に関する事務における「特定個人情報保護評価」の実施結果について、議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇五十嵐保健予防課長

それでは私から、予防接種に関する事務における「特定個人情報保護評価」の実施結果についてご説明いたします。本件は、7月2日に本委員会で特定個人情報保護評価の実施についてご説明しました、そちらの結果になります。

- 1、本件の趣旨です。システム標準化による予防接種事務のシステム更改を令和8年1月に予定しており、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、番号利用法の定める手続として特定個人情報保護評価書の修正に伴う区民意見公募、パブリックコメントおよび品川区個人情報保護審議会による第三者点検を実施しましたのでご報告いたします。
- 2、区民意見公募、パブリックコメントの実施結果です。実施期間は令和6年7月11日から令和6年8月12日までです。実施結果ですが、応募者は1名で、3件のご意見およびご質問をいただきました。いただいたご意見は別紙1のとおりになっております。

別紙1をご覧ください。主な意見は事務の内容についてのことで、特定個人情報ファイルというものはデータベースと明記すべきではないかというご意見でしたが、こちらは、法律上、特定個人情報ファイルと記載されているため、区としては法律と同じ表記をさせていただきます。

1枚目にお戻りください。3、第三者点検の実施結果です。実施日は令和6年9月17日火曜日で、 点検実施機関は品川区個人情報保護審議会(専門部会)です。構成員は記載のとおりになっております。 意見の概要についてです。別紙2をご覧ください。評価書に反映する質問は1件で、①システムの名 称についてのご質問でした。予防接種システムと予防接種台帳管理システムの2つの名称があるが、同 じものなのかというご質問でした。こちらは同じものであるため、名称を統一させていただきました。 ほかの質問については、後ほどお目通しください。評価書の修正案につきましては、ご確認いただきま して、承認いただいております。

1枚目にお戻りください。最後に、4、今後のスケジュールについてです。11月中旬に個人情報保護委員会へ評価書を提出しまして、評価書の公表は、広報紙、ホームページ、保健予防課窓口で行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。ありますでしょうか。

〇松永委員長

大丈夫ですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

2 所管事務調査

福祉人材確保・育成について

〇松永委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月2日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、福祉人材確保・育成 について調査を行ってまいります。

まず理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑・ご意見等をお願いしたいと思います。 それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

〇菅野高齢者福祉課長

それでは私から、福祉人材確保・育成についての、介護人材確保・定着事業についてご説明いたしますので、A3横の資料、データのほうもご覧いただければと思います。

初めに、左側の部分、1、事業の背景(課題)と目的です。高齢者人口がピークを迎える2040年度に、都内では25万8,000人の介護職員が必要とされ、2022年度の18万1,000人と比べ7万7,000人の増員が必要と推計される一方、就労人口、生産年齢人口は減少していきます。

既に区内介護サービス事業所は恒常的な人材不足に陥っております。そこで、今後の介護ニーズの増加に対応できるよう、区内の介護サービス事業所における介護人材の確保・定着を支援し、区内のサービス提供基盤を強化なものとするのが目的となっております。

次に、2、品川区における現状です。区の高齢者人口の推移と推計を、区内5法人および全国平均の 離職率の推移をグラフ化しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料右側の3、区における具体的な取組についてご説明いたします。最初に、ここには書かれておりませんが、第九期品川区介護保険事業計画の中で、介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上をプロジェクトの1つとして掲げております。若年層、子育てを終えた層、高齢者層などの様々な層や他職種からの新規参入の促進、離職防止、定着促進のための働きやすい環境の整備、外国人介護職員の受入れ環境整備といった取組が必要であり、介護福祉職員の新規確保が困難である状況から、業務の効率化・簡素化をより一層推し進めていくことも重要であるとしております。

それでは、具体的な取組についてご説明します。

まず、採用時支援です。地方からの人材確保に係る経費の補助や、人材紹介等を利用して職員を雇用した経費の補助などです。これまで人材不足に緊急的に対応するものとして実施してきておりましたが、もはや人材不足は緊急的ではなく恒常的となっていることから、今回要綱を整備し、事業内容を各事業所に周知していこうと考えておりまして、間もなく、この事業について整えたところで周知をさせていただく予定ですので、今後、件数が増えていくものと考えております。

次に、離職防止です。

1つ目は、区独自の施策として今年度から開始した居住支援手当です。

2つ目は、介護施設等を希望する有償ボランティアと人手を求める施設とのマッチング、スケッター 事業です。9月から新規に開始した事業ですが、20代・30代の若い人を中心に、介護未経験が半数 以上を占めているスケッターと呼ぶ有償ボランティアの方が、デイサービスで得意の楽器を演奏したり、 駄菓子屋イベントに企画から参加するなど、既に活躍してもらっております。業務を切り出して介護職 員の業務負担を軽減する目的もありますが、ボランティアが体験者レポートをサイトに書き込むなどの 仕組みとなっており、介護職のイメージ向上にもつながる事業となっております。

3つ目は、特別養護老人ホーム等に I C T機器の設置経費を補助することで、生産性の向上支援をしております。

次に、住まいの支援です。介護職員向けに低廉な家賃住宅の提供や家賃助成を行っております。

そして、多様な人材の登用です。区内事業所に従事する外国人介護職員へ家賃助成や低廉な家賃住宅を提供することや、実務者研修等の研修費補助をすることで、事業所からは他業種から転職した職員についても定着が見られたという声も聞いております。

最後に、品川介護福祉専門学校の生徒への就学支援です。区では、社会福祉協議会が1995年に設立した品川介護福祉専門学校を支援し、介護福祉士の養成を積極的に行ってきました。修学資金貸付制度の活用により、福祉職場の就労へつなげ、多くの介護福祉職員を輩出しております。

介護人材不足は区の課題だけではなく、国および東京都の課題でもあります。区では、国や都の施策とも連携しながら、介護保険サービスの継続的な体制確保のため、介護福祉職員の確保・育成に資する施策を引き続き実施してまいります。

〇松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。ありますでしょうか。

〇やなぎさわ委員

何点かお伺いしたいのですけれども、現在、外国人受け入れ支援というところで、令和5年度に16 名いらっしゃるということなのですが、これは技能実習とか特定技能とか、そういった内訳はどのよう な感じになっていますでしょうか。

〇菅野高齢者福祉課長

外国人介護職員の実態というところですけれども、技能実習生が以前は多かったのですけれども、最近は特定技能が増えてきております。あとは、インドネシアの方ですと、EPAで入ってきたという方もいらっしゃいます。一番多いのは特定技能ではないかなと捉えております。

〇やなぎさわ委員

了解しました。

あと、3、具体的な取り組みの受入れ・雇用の支援のところなのですけれども、これはもともとやら

れていた事業だと思うのですが、枠を広げるとか、要件を緩和させるとか、金額を増やすとか、そういったことは何か改めてされる予定はあるのでしょうか。

〇菅野高齢者福祉課長

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、今、要綱の整備をさせていただいているというところと、今年からの大きなところは、人材派遣会社に紹介料を払って法人のほうとかが介護職員を雇ったときには、50万円の補助というのを新たに追加させていただく予定となっております。

そういったことが、今までは臨時的にやっていたというところもございますので、今回要綱を整備して、各事業所にきちんと周知させていただくことで、多分以前もやなぎさわ委員がご指摘されましたが、件数がすごく少ないというところも伸びていくというか、実際に必要だと思いますので、増えていくのかなと思っているところです。

〇やなぎさわ委員

ありがとうございます。確かに周知があまり進んでいないのかなと。私のほうも独自でこういった周知はしていきたいなと思っているのですけれども、それで、今お話があった、新たな取組として、紹介会社から採用した場合、50万円までの補助が出るというところなのですが、もちろん介護事業所としては非常にありがたいのです。大体年収掛ける30%の紹介料がかかるということで、300万円の介護職員を雇っても、90万円ぐらいかかってしまうということで、そのうちの半分ぐらいの補助を出していただけるのは非常にありがたいのですけれども、一方で、介護職員の賃金改善にはあまり、直接的な影響は及びにくいというところがあって、現場の職員の方から、そこではないのだよという意見も伺ったりしております。

なので、当然非常にありがたくてすばらしい取組だと思うのですけれども、そういった面も引き続き、今回、介護職員の居住支援手当で1万円プラスしていただいたというのは、それも非常にありがたいことなのですが、引き続きそういった観点、実際働いている介護職員とか、もしくは事業所ではなくて、その周りにいる紹介会社とか派遣会社とか、そういったところがやたらと利益、もうかっていて、中身の実際に働いている現場の人たちはあまり利益を享受できていないという状況が、最近それが顕著になってきているのかなと思いますので、ぜひその辺、受け止め等あれば、お伺いしたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

今委員がおっしゃったとおり、確かに介護保険は保険料や税金を財源としているのですが、そこが本来の介護事業者ではなくて、紹介会社とかそういうところにそのお金が行ってしまうという事態になっていることは、国の審議会でも話題になっていたりとかして、重く受け止めているところです。

国のほうもそういった会社の紹介料の規制だとか、そういった基準をつくったりとかしているというところも聞いておりますが、区としても、ただ、そうは言っても、今、実際にはこういった会社を使わないと人材が確保できないという事業者の声を反映させて、今回制度としてつくらせていただいておりますので、折に触れて事業者の声を聞きながら、何が適切に、いいのかというところは研究していきたいと思っております。

〇やなぎさわ委員

最後に、要望なのですけれども、できれば区のほうで、そういった介護人材バンクではないですが、 福祉専門学校があるというのも含めて、何か区で取り組んで、直接区が主体になって事業者と求人者を マッチングさせるような取組ができれば、一番しっかりとお金が区から介護職員、介護施設へ回るかな と思いますので、そういったことをもし検討できたらなと思います。要望で終わります。

〇松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇筒井委員

まず、居住支援手当は月額1万円ということで始まったと思うのですけれども、住宅の確保ということで、介護職員向けに低廉な家賃住宅の提供や家賃助成と書いてあるのですが、家賃助成については居住支援手当とは別物なのか。低廉な家賃住宅の提供は大体何件ぐらいあるのでしょうか。

〇菅野高齢者福祉課長

今はまだ戸数がそんなに確保されていないところはあるのですが、例えばファミーユ西品川の区民住宅のところを1棟提供していただきまして、シェアハウスで、6戸分なのですけれども、2人ずつのシェアハウスで入居ということで、そこは12戸確保しております。利用者の負担が大体1人当たり2万円ぐらいの負担で、あとはこちらの区のほうでも補助して、法人が本当に一部補助というか、持つというような形の仕組みになっております。

あとは、戸越台特別養護老人ホームのワンフロアが介護職員の住宅になっていたりとか、あとは大井 倉田わかくさ荘の上がそうなっていたりとかというので、何戸か住宅の確保は、特別養護老人ホームの 中とか、そういった施設の中に組み込まれてはおります。

ただ、今、ハード面でのそういった提供になると、どうしても戸数が限定されてしまいますので、今でもあるのですけれども、法人が民間で借りたときに、そこはいろいろ、外国人だとか、あとは区と災害協定を結んでいるとか、そういったことの制限を設けつつも、家賃助成をできるだけしたいというような仕掛けは考えていきたいと思っているところです。

〇筒井委員

分かりました。ありがとうございます。ぜひこれからも引き続き進めていっていただきたいと思います。

有償ボランティアと人手を求める施設とのマッチング、これはスケッターというところだというふうに先ほどご答弁があって、今、スケッターというサービスをやっている会社、このスケッターというサービスは有名だと思うのですけれども、ある程度認知度が上がってきたかなと思っているのですが、今回、このスケッター、6か月無償トライアル利用を決定いたしましたというご発表があって、このページも載っているのですけれども、まずスケッターの6か月無償トライアル利用を決定したというその経緯ですか、プラスロボから営業活動があったのか、それとも品川区のほうからアプローチしたのか、今回の利用決定の経緯と、記載の有償ボランティアと人手を求める施設とのマッチングをするサイトを設置しと書いてあるのですけれども、このマッチングするサイトというのはもうあるのでしょうか。

〇菅野高齢者福祉課長

区としてもいろいろな人材の確保の仕方というところで模索する中で、プラスロボのほうからこういったスケッターの仕掛けというかマッチングシステムがありますよということで、こちらはもともと茨城県の大子町というところでまちぐるみでやっていたりとか、今では広島のほうだったり、川越とかかな、あと中野とか、いろいろなところで協定を結んだりとかして、この仕組みは増えていっております。

区としては委託で今回はお願いをさせていただいておりまして、東京都からその委託費用の4分の3の補助が出るという仕掛けもありますので、そこを活用してこの事業を今年度は始めさせていただいております。

無料トライアルでは、30者分の事業所、一月二、三万円の使用料がかかるので、そこの部分を免除して、まずはやっていただいて、いろいろ利用する中で、事業者がこれを利用しようというきっかけづくりみたいなものを区としては仕掛けたいということで始めさせてもらっております。

現在、24事業所ぐらいが登録しておりまして、既に、先ほどおっしゃったみたいに、デイサービスでボランティアが活躍したりとかというのが始まっております。先日、プラスロボが企画したボランティアの交流会を介護福祉専門学校の会議室で、夜、開かせていただいて、私もちょっと顔を出させていただいたのですけれども、本当にいろいろなところで、自分はもともと職業を持ちながらも、楽器を持っていろいろな施設に行っているのだとか、いろいろな方たちが集まってきていまして、もちろんいろいろなところで既にやっている人以外でも、品川区で、高校生とかなのですけれども、興味を持ってちょっとやりたいのだという方もいらっしゃったりとかして、すごく20代、30代、40代ぐらいまでの若手の方たちが多いなという印象がありましたので、もっと介護事業者が、今度、受入れ側がもっと整えて、30事業者以上のところに手を挙げてもらえたらなというところを働きかけたいと思っているところです。サイトのほうは、既にスケッターというサイトがありますので、「スケッター 品川区」とやると、品川区が今登録しているところの事業者がぱーっと出てきて、ボランティアがこれがいいなというところをぽちっと押すような仕掛けになっていますので、ぜひ後で検索していただければと思います。

〇筒井委員

分かりました。

いろいろな方がご参加されているということで、非常にいいことだなと思っているのですけれども、 まだ始まったばかりだと思うのですが、そこから本格的に介護の仕事を専業でやろうかなという人とか は、現時点でいらっしゃるのでしょうか。

〇菅野高齢者福祉課長

まだ本当に始まったばかりなので何とも言えないのですが、ほかの地域でやっている場合には、例えば大学生でこういったスケッターの事業に参加して、そのままそこに就職することになったとか、そういうような事例は聞いておりますので、最終的にはそういった部分も期待はさせていただいております。

〇松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇鈴木委員

先ほどの外国人の方なのですけれども、技能実習と特定技能が多いということなのですが、ということは、介護福祉士とかの資格は持っていない方という状況なのか。それで、技能実習だと在留資格が3年だと思うのです。特定技能が5年で、合わせて8年ということになると思うのですけれども、その後、介護福祉士の資格を取らないと永住権を得るという状況にならないのだと思うのですが、そういうところで、介護福祉士の資格を取って、永住権を取っていただいて働くというところまで行かないと、なかなか短期間だけの就労で終わってしまうという状況だし、資格もないという状況の中での仕事の中身ということになると思うのですけれども、そこら辺のところの支援だったりとか、それから、そこまで行くという方は、どういう支援があって、どの程度の方が行っているのかという辺り、教えていただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

委員おっしゃるとおり、今、介護福祉士の資格を取らないと永住権が取れないというのが、制度上、

なっております。品川区で、先ほど技能実習とか特定技能が多いというお話をさせてもらいましたが、 そういった方たちはその資格を基本的には持っておりません。働きながら資格を取っていただく、チャ レンジをしてもらって、今年だったか昨年だったか、ある法人では2名の方が合格したというような実 績はありますが、まだまだやはり合格するにはハードルが高いと聞いておりますので、区としては今後、 今は法人のほうでそういった対策をして、受かるようにいろいろやった結果の合格だと思うのですけれ ども、区としてもそういった声を聞きながら、何かしらの支援は検討していかなくてはいけないかなと 思います。

〇鈴木委員

なかなか言葉の壁だったりとか、それに加えて、学習をして試験に受からなくてはならないということなので、結構ハードルが高いという状況があると思うのですけれども、そういうところでの支援は必要なのかなと思います。

それと、ここでは低廉な家賃住宅の提供というところで、日本人も13人入られているという状況なのですけれども、その13人というのは、希望すればそういうふうに入ることができるのか。家賃助成のところはもっと充実できるのかなという思いがしていまして、1万円の家賃助成というのはそれはそれで、自宅から通う人も、全ての人に賃上げと同じような効果という形でされているので、これは本当に評価するものなのですけれども、それに加えて、家賃助成というのが、保育士とかがすごく足りないという状況に対しても、東京都が家賃助成をして、法人がアパートを借り上げて、ほとんど負担なく住めるような家賃助成がされていたと思うのですけれども、そういうのを介護の中でもされるといいのかなという思いがしているのですが、そこら辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今の低廉住宅、こちらが用意したハードの住宅に入られている方は区内法人の方が多かったりとかはしております。ただ、それ以外のいろいろな事業者が、実際は事業者が従業員の方用に借り上げたアパート代に対して、東京都のほうで助成する仕組みがございます。8分の7というところで。ただ、区としては、指定管理施設とかそういう施設の対象にならない部分については、区として助成金の部分を補填というかフォローするような形で制度設計をしていかなくてはいけないなと思っているところです。なので、そういった意味では、民間のところもそれぞれのところで借り上げて、工夫はしていただいていると認識しております。

〇鈴木委員

分かりました。では、介護のほうでも保育と同じような東京都の仕組みがあると考えていいということですね。分かりました。

あと、3の具体的な取り組みのグリーンのところの丸の3つ目に、居宅介護支援事業所が雇用した保 健師の初年度給与の一部を補助というのがあるのですけれども、これはどういうことなのか、教えてい ただけたらと思います。

それから、その前のページの一番下のところの介護職員数に占める退職者の割合の推移で、区内5社会福祉法人ということなのですけれども、この5社会福祉法人はどの社会福祉法人なのか、5法人についても教えていただけたらと思います。

〇菅野高齢者福祉課長

2点ご質問いただきまして、1点目は保健師採用促進支援のことだと思います。ケアマネジャー事業者が、ケアマネジャーをやっていただくのですけれども保健師の資格も持った方を採用した際に、その

一部を補助するという制度となっております。なので、かなり限定された方ということにはなってしまいますが、一部利用していただいている事業者はございます。今回は株式会社……、そうですね、一部の事業所でそういったところで採用されたというところがございますので、補助をさせていただいております。

あと、区内 5 法人ということなのですけれども、品川総合福祉センター、福栄会、さくら会、春光福祉会、三徳会の 5 法人となっております。

〇鈴木委員

ケアマネジャーで保健師を雇用した場合というのは、ケアマネジャーの中で保健師を雇用することの 必要性というか、メリットというか、そういうものというのがどういう意味なのかがよく分からないの で、そこのところを教えていただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

居宅介護支援事業所や在宅介護支援センターでも、医療的な部分の知識がある方というところで、ケアマネジャーをやりつつも保健師の資格を持っている方が採用された場合には、そういう補助するものをつくらせてもらいました。

〇鈴木委員

分かりました。ありがとうございました。

あと、一番初めのところで、都内では25.8万人の介護職員が必要とされて、2022年度と比べて7.7万人の増員が必要と推計されるということで書かれているのですけれども、需要に対して供給がどれくらい足りない状況なのかということの推計はされているのか。それが将来にわたってどれぐらい足りなくなるのかというような推計がされているのか。東京都、それから品川区としてもそこら辺のところの介護職員の人材がどの程度、実際に今足りなくて、これからさらにどれぐらい足りなくなるかという推計がもしされている数字があったら、教えていただけたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

今回、この2040年度の数字ですね、介護保険事業計画で各自治体がサービス量を見込んだものを 国のワークシートに当てはめて、都道府県がそれぞれ2030年度とか2040年度とか、この先の推 計をしたものの数字を拾ってきておりますので、東京都のほうで、区だけではなくて、ほかの自治体も 合わせたものを推計した結果が、2040年度は25万8,000人だろうということで推計させてい ただいております。

東京都の事業計画を見ると、需要に対して供給というところで、そのあい差があるというのは出ております。例えば2030年度ですと、23万3,150人のところ、供給のところが18万6,132人ということで、4万7,000人の差が出るのではないかというような推計が都内で出ております。区内においては、区境の部分もあったりとかして、ユニットが地域だと小さくなってしまうというところもありますので、東京都の大くくりの中で、同じような形で不足するというような危機感を抱きながら、施策を展開していかなくてはいけないと思っているところです。

〇鈴木委員

本当に深刻な人材不足の状況だなと今改めて思っているところですけれども、なぜこんなに人材不足なのかといえば、やはり介護人材の賃金が低いというところが一番の原因だと思うのです。そういった点では、国の施策として、賃上げができるような介護報酬にしていく、それが国民の負担増にならないような形にしていく。国の負担割合を増やすということも含めて、根本的な解決がされていかない限り

は、この問題は本当に解決していかないのだなと改めて思い、そういう声をどんどん、区からも上げていただきたいと思いますし、私たちとしても上げていきたいなと思っているところです。

〇松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 その他

〇松永委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。 その他で何かございますでしょうか。

〇若生健康課長

私から、品川区のがん対策講演会のご案内をさせていただければと思います。お配りしていますカラー刷りのA4の資料をご覧ください。

こちら、区ではがん対策推進計画において、がんと就労に関する相談支援の充実ということを基本施策で掲げてございます。「「がんになっても働きたい」企業ができる就労支援」と題しまして、企業の健康管理担当者の方や、がんの治療と仕事との両立に悩む当事者の方向けの講演会、それから「がんを知る展」というパネル展示を併せて行う予定でございます。

こちら、アフラック生命保険株式会社と共催で開催することとなっておりまして、区ではアフラックと平成27年に健康づくりに関する協定を結んでおりますことから、今回、連携・協力をお願いするところでございます。

日時は、来週11月11日月曜日の15時から17時まで。場所は、第3庁舎講堂になります。

間際になってのご案内で恐縮なのですけれども、定員にかなり余裕がございますので、ぜひ会派での ご周知ですとか、あと、つながりがおありの企業の方でお話しするご予定等ありましたら、ぜひお声が けいただければと思います。

締切りが明日7日になってございますけれども、過ぎても、私のほうにご連絡いただければ参加可能ですので、ぜひご検討いただければと思います。

〇松永委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、特にご確認等はございますでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時04分閉会